最終更新日：2020年11月27日
ウインテスト株式会社
代表取締役社長　姜　輝
問合せ先：専務取締役　樋口　真康
証券コード：6721
https://www.wintest.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは2025年までにあるべき姿として、「総合半導体検査メーカーになる」を推進して「アジアにおいてなくてはならない半導体検査メーカーになる」を目標にしています。そのために業績を伸ばし、「あるべき姿」として成長するためには、ゆるぎない方針の下、市場要求にタイムリーに応えられる開発とそれを推進する「人材戦略」、「グローバルな視点に立った製造戦略」を通して、必要な資源の集中を図り財務的な戦略・取組みを強化し、これらの成果が次の投資に活用され、持続的な成長につながることが必要です。
また当社グループは はESG（環境、社会、ガバナンス）への取り組みをコストではなく将来への成長投資と捉え進めていくことを宣言します。そのうえで、社会の変化に素早く対応でき、効率的で、健全かつ公正で透明性の高い経営を実現し、企業価値の継続的な増大を実現するために、経営体制及び内部統制システムを進める上でDXを推し進め整備・運用し、必要な施策を適時に実施する体制を構築しています。このような体制の下、随時コーポレート・ガバ ナンスの在り方の検証を行い、適宜必要な施策・改善を実施し、企業倫理と法令遵守の徹底及び内部統制の強化を推進し、株主・顧客・従業員・取引先等のステークホルダーに適正な利益を継続的に確保・還元するための企業価値の拡大に努め、その責任を果たしていくこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1－2 株主総会における権利行使】　補充原則1－2－4
当社は、親会社を除いた株主構成における国内及び海外機関投資家の比率等を総合的に勘案し、議決権の電子行使プラットフォームの導入及び株主総会招集通知の英訳は行っておりません。しかし今後、株主構成比率等を勘案し、必要に応じて議決権の電子行使プラットフォームの導入及び株主総会招集通知の英訳を検討してまいります。

【原則3－1－3】　取締役会が取締役に係る報酬を決定するに当たっての方針と手続き
当社は、取締役の報酬等について、その決定に当たっての方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内において、報酬額の決定につき適切な手続きを経ているか、役割と職責にふさわしい水準であるか、そして企業価値向上に向けた動機付けとして妥当なものか等について、会社の業績見通しや経営内容、経済情勢等を考慮したうえで、監査等委員会からの意見を参考に、取締役会が決定しております。なお、報酬決定に関する方針の決定及び手続きの開示につきましては、今後の検討課題と認識しております。

【原則 4－1－2】　中期経営計画
中期経営計画は投資市場関係者にとって、重要な投資判断材料であると考えますが、これについてはこれまで公表しておりませんでした。しかしこれは、投資判断に非常に重要な情報であるとの認識から、今後開示する方向で検討してまいります。なお、当社が属する半導体検査市場は、製品トレンドサイクル等に起因する、半導体メーカー等の設備投資計画や技術革新等に大きく左右されるため、各期における計画値と最終値に大幅な乖離が生じる可能性が高く、そのリスク等を有価証券報告書において開示しております。

【原則 4－1－3】最高経営責任者などの後継者の計画とその監督
当社は、最高経営責任者等の後継者の計画について重要事項と認識しておりますが、現在まだ作成しておりません。なお、計画の作成及び取締役会における適切な監督につきましては、今後の検討課題として検討を続けてまいります。

【原則 4－2－1】経営陣のインセンティブ
当社は、役職員向けストックオプション制度を導入しておりますが、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬は現在のところ導入しておりません。今後の業績推移をみて機動的に検討をしてまいります。

【原則 4－3－3】最高経営責任者の選解任手続き
当社の最高経営責任者選解任については自己評価や監査等委員会の評価を受けており、取締役選任解任を決定するにあたっては、取締役会がその責務において、適切に選解任手続きを行うことで、客観性・適時性・透明性を確保できると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

以下で使用する用語の定義は次の通りとします。
・経営陣：　業務執行取締役及び執行役員
・経営陣幹部：　役付執行役員
・役員：　取締役、監査等委員及び執行役員

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】
当社グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携または協同ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上及び発展に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の株式等の株式(以下、「政策保有株式」といいます。)を保有しません。
個別の政策保有株式については、取引先との総合的な関係維持・強化の観点を踏まえつつ、取締役会において保有に伴う便益・リスクと資本コストの関係を精査し、保有適否等について検証します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

1 当社と取締役との競業取引や利益相反取引は、当社ひいては株主共同の利益を毀損することを防止するため、法令および取締役会規程・関 係会社管理規程等の社内規定に基づき、予め取締役会の承認を得た上で行います。利益相反取引にかかわる取締役は、当該取締役会の審 議に参加しないものとします。
2 当社と子会社または親会社を含む主要株主(総議決権10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者)等との重要な取引または定型的 でない取引については、取締役会規程等の社内規定に基づき、取締役会における事前の承認を得た上で行うものとします。また、当社と重要 な子会社または親会社を含む取締役に対し、毎年関連当事者間の取引の有無の調査を実施しております。
ア. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意する事項
当該取引をするにあたっては、一般取引と同様に、市場の実勢価格等と比較検討のうえ取引条件を決定しております。
イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかの判断についての事項
当社は、上記ア. の観点も踏まえ、監査等委員が出席する取締役会において、当社経営に対する適切な意見を得ながら、多面的な議論を経 て決定しております。
〈関連当事者取引の適正性を確保するための体制〉
a. 取引の把握
取引先が関連当事者に該当するかについては、各部門からの新規取引先登録申請時に、総務経理部において判定し、関連当事者に該当す る場合には、総務経理部において当該相手先とのすべての取引について把握・管理しています。
親会社及び連結子会社を含むグループ会社の関連当事者取引については、グループ会社管理規程及びグループ会社間取引申請書により、 調査・把握しています。
役員及びその近親者との取引の有無については、毎期、各役員から提出される関連当事者調査票により、調査・把握しています。
b. 新規取引の承認
新たに関連当事者に該当する者と取引を開始する場合には、その取引を行うこと自体に対する合理 性(事業上の必要性)及び取引 条件の妥当性等を確認のうえ、職務権限規程・職務権限表の規定に基づく決済手続きにより承認を得ています。
会社法、金融商品取引法、財務諸表等規則、会計基準等に基づき、開示対象となる重要な取引については、取締役会の承認を得ています。
c. 既存取引の管理
既存の継続中の関連当事者取引については、定期的に経営会議及び取締役会に報告することにより、当該取引を継続する合理性(事業上 の必要性)と取引条件の妥当性を監視し、取引の適正性に関して留意すべき事項が発現した場合には、取引継続の是非も含め検討・見直し ています。
d. 監査等委員のチェック
新規取引については、毎期定期的に実施している業務監査における決裁書・稟議書等の閲覧、調査の際に、関連当事者取引の合理性、妥 当性等についてチェックしています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金制度を採用していないため、開示する内容はございません。

【原則3-1 情報開示の充実】
(ⅰ)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
経営理念、経営方針、環境方針、倫理指針等を当社ウェブサイトに掲載しております。
(ⅱ)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成を当社 ホームページに掲載しています。
(ⅲ)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。
(ⅳ)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 コーポレートガバナンスに関する報告書にて開 示しております。
(ⅴ)取締役会が上記(ⅳ)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については定時株主総会招集通知にて開示しております。

【原則4-1-1経営陣に対する委任の範囲】補充原則4-1①
当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会及び業務執行機関としての経営会議を設置しています。
取締役会は「取締役会規程」を定め、法令および定款に定められた事項のほか、当社及びグループの経営に関する方針や重要事項等を決定しています。また、そのうえで職務執行に関しては、「職務権限規程」を定め、経営陣が各役職において執行できる範囲を明確にしています。
経営会議は、「経営会議規程」を定め、常勤役員、部長及び代表取締役が指定した者で構成されており、当社及びグループの経営戦略や業務の執行に関する重要事項を審議・協議する機関としての役割を担っているほか、取締役会で活発な議論が行われるよう、論点整理と事前検討を行っています。また、経営会議には、常勤の取締役である監査等委員も出席しており、課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとなっています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
当社の役員構成は、監査等委員ではない取締役5名、監査等委員である取締役3名となっており、うち監査等委員である社外取締役2名を独立役員として登録しております。現時点で独立社外取締役は、2名でありますが、役員総数8名中2名が社外役員であり、経営の監視、監督機能は果たされているものと考えます。
当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考えとして、独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役は、それぞれ税理士、会計士および他の上場会社等の役員であり、両名とも当社の取締役に相応しい高い見識と専門知識と経験を備えております。両名は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するようその役割・責務を果たしており、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を重視し、経営陣から独立した客観的な立場で、取締役会における議決権の行使、経営方針や経営改善についての助言、その他業務執行等に対する監視、監督活動を行っております。
独立社外取締役は、毎月1回開催する監査等委員会において、常勤監査等委員と経営に関する意見交換を行うとともに、適宜、内部監査担当部門と子会社を含めた各部門の課題等の情報を収集し、意見具申を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役の独立性については当社が定めた基準のもと、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任されたものの中から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者を社外独立役員(具体的には次の要件に該当しない者)として選定しています。
a 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
b 当社の主要な取引先又はその業務執行者
c 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
d 最近において上記のa、b 又は c のいずれかに該当していた者

e 次の (a) から (d) までのいずれかに掲げる者の二親等内の親族
(a) 上記 a から d までに掲げる者
(b) 当社の子会社の業務執行者
(c) 社の子会社の業務執行者でない取締役
(d) 最近において(a) 〜 (c)又は当社の業務執行者に該当していた者

4-11-1取締役会全体としてのバランス･多様性･規模等に関する考え方】補充原則4-11①
当社取締役の選任にあたっては、国籍や人種、性別にとらわれることなく、能力、見識、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせる者を候補者としています。ジェンダーや国際性の面で多様な人材を配置することの重要性の面から、女性の監査等委員である取締役1名を選任しております。また、当社取締役会は、その役割･責務を実効的に果たすため、当社グループの事業規模･内容等を踏まえ、各事業部門･管理部門それぞれの業務に精通した取締役候補者をバランス良く選任する方針としております。社外取締役に関しては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考えとして候補者を選任しております。

【原則4-11-2 取締役の兼任状況】補充原則4－11②
当社における社外取締役としての責務を果たす限り、様々な視点からの監督･監査を行う上で、社外取締役が他社の役員を兼務することは能力の醸成という側面からも有効であると考えます。
兼務数については具体的な上限は設けておりませんが、 当社取締役は、経営状況の把握やその役割･業務の適切な遂行に必要な時間･労力を確保するため、他の会社役員を兼務する場合には、各社外取締役が合理的であると判断する範囲内において兼務しております。なお、社外取締役1名は、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておりますが、合理的な範囲に留まっており、当社の取締役としての責務を果たす上で問題とならない兼務であると判断しております。
各取締役の兼務の状況については、株主総会招集ご通知及び有価証券報告書で開示しております。

【4-11-3取締役会の実効性についての分析･評価】補充原則4-11③
当社取締役会は、毎年、取締役会の構成、運営状況、議題及び体制等について評価を行い、その結果を踏まえた上で、取締役会において分析･評価を行っています。

2020年度の取締役会実効性評価の方法及び結果の概要は以下のとおりです。
1．取締役会評価の実施手順
取締役会評価は、独立社外取締役2名で構成される取締役評価委員会が主体となり実施いたしました。
同委員会は取締役会評価の前事業年度末の2020年7月31日を基点とした評価スケジュールを設定するとともにコーポレートガバナンス･コード で実践が求められる内容をもとにアンケートを作成し、全ての取締役にアンケートを用いた自己評価を依頼し、この回答をもとに取締役会評価 を実施しました。

アンケートを行った主な評価項目
(1)取締役会の構成
(2)取締役会の役割
(3)取締役会の運営
(4)取締役会の議題
(5)取締役会を支える体制
これらに対し、全取締役がアンケートに回答をしております。

2．取締役会評価結果の概要
当社は、コーポレートガバナンスを重んじる経営を実践しており、取締役会評価委員会によるアンケートの分析･評価の結果、当社取締役会で は、提案された議案に対し、社内･社外の区分なく積極的な意見交換および建設的な議論がおこなわれ、また監査等委員の意見表明も踏ま え、意思決定がおこなわれていることが確認されました。
以上より、当社取締役会は、当社コーポレートガバナンス･ガイドラインにおいて定める「当社および当社グループにおけるコーポレートガバナ ンスに関する枠組みおよび方針を定めること」、「当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値向上に資するコーポレートガバナンス の実現を目指すこと」、「取締役会の運営や取締役会を支える体制についての評価」、「当社の取締役会における経営意思決定及び業務執行 の監督を行うための実効性の確保」という目的に則り、取締役会はその役割を適切に果たし、有効に機能しているものと判断いたしました。

評価の高かった項目につきましては以下のとおりです。
(1) 取締役会の構成
監査等委員である取締役1名が辞任するため、「取締役候補者の指名に関する方針と手続」により、2020年10月29日の定時株主総会で後任 の監査等委員である取締役1名を選任しており適切である。後任の監査等委員である取締役には、会計士と税理士の資格を有する候補者 が選任されており適切である。
(2) 取締役会の運営状況
取締役会に提出される資料は、「取締役会規程」の定めにより、招集日の5日前に回付されており、十分な事前検討期間が設けられている。
(3) 取締役会の議題
個々の議案については、十分な審議時間を確保した上で、出席者が納得するまで審議がなされている。
(4) 取締役会を支える体制
監査等委員が関係者へ随時ヒアリングできる体制が整っている。
監査等委員が必要に応じて各事業所、エンドユーザーに赴きヒアリングできる体制が整っている。
監査等委員は内部監査や内部統制の評価結果から組織的に監査を行っており、監査部門との連係は確保されている。

一方、取締役会の実効性をさらに高めていくために取り組むべき課題として、次のような意見が出され、これらの企業戦略の方向性に関する審議に関する問題点及び今後改善すべき点としては以下の事項が挙げられました。

(1) 企業戦略の大きな方向性を示す議題に関して
取締役会における、企業戦略の大きな方向性を示す議題の審議
専門的知見に基づく判断を必要とする議案等において、取締役間で要点の理解が深まらないために協議に時間がかかることや、結論を持ち 越さざるを得ないことがあったため、これらについては、事前に専門家の意見を取り入れることで十分な審議ができる体制ができる。
(2) 中長期視点での経営戦略、資本政策等に関する議論の継続
中期計画、長期計画の策定と戦略推進
中長期視点での経営戦略の策定、資本政策等に関する議論の継続、それらを遂行する経営幹部の教育と計画等に係る議論を継続して進

め　ていく。
(3) 経営陣の報酬
経営陣の報酬についての適切な議論
取締役会で協議がなされているものの、詳細は代表取締役と総務経理部担当取締役の協議に委ねることとし、2020年10月29日の定時株主総会後の取締役会後に開催された臨時取締役会での役員報酬に関する議案については取締役の間で十分審議されたことを、全ての取締役が認めたため、今後、役員報酬に係る審議については同程度の議論を重ねていく。

3．今後の対応
当社取締役会は、取締役会評価において認識された課題について、今後も継続して、さらなる実効性向上のために必要な取組みを実施し、改善に努めてまいります。
なお、取締役会の実効性評価につきましては、今後においても定期的に実施することを予定しております。

【4-14-2取締役のトレーニング】補充原則4-14②
社外取締役に対しては、当グループの重要な経営課題について深く認識し、取締役会・監査等委員会等において自らの信念に基づき正しい判断ができるよう、当社グループを取り巻く環境や事業内容・財務状況・組織構造・コーポレートガバナンス体制及びコンプライアンス・リスクマネジメントについての「ビジネス・エグゼクティブ・トレーニング」を実施しています。
一方で、社内取締役に対しては上記のトレーニングのほか、取締役が在任中も知識の更新ができる選択肢を用意することを前提としつつ、特に将来の取締役・経営トップ候補となる役員に対し、経営の舵取りを行うリーダーとしての意識付け・気づきの機会を提供することが最も重要であると考えております。
また、当社では、取締役のトレーニングの実施については、就任時はもとより在任中も継続的に理解し、情報の更新ができる機会を提供することが重要であると考え、新任取締役に対し、新任時は取締役として必要な基礎知識の習得や取締役としての意識付けを行うとともに、就任2年目以降も各取締役の属性に応じたトレーニングを継続的に実施しています。その他、社内取締役が継続して知識を更新することがきるよう必要に応じて外部セミナーを斡旋し派遣するほか、社外取締役に対しては、当グループの事業内容に関する継続的な説明を実施しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
(1)基本方針
当社は、IRポリシーに則って、透明性・公平性・継続性・適時性・双方向性を確保した、タイムリーな情報の公開を行います。具体的には、会社法、金融商品取引法等の諸法令ならびに東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規程等を遵守して情報の公開を行います。
また、諸法令や適時開示規則等に該当しない情報についても株主・投資家の皆様が当社を理解する一助となると判断した情報については、適切な方法により積極的かつ公平に公開してまいります。
(2)フェア・ディスクロージャー
当社は、フェア・ディスクロージャーの観点から株主・投資家の皆様に対して、当社の経営状況等の財務情報、環境、CSR、コーポレートガバナンス等の非財務情報等を積極的かつ公平に情報公開いたします。
(3)体制
（ⅰ）株主・投資家の皆様との対話を統括する取締役の指定
株主・投資家の皆様との対話全般を統括するIR担当取締役を指定しています。
(ⅱ) 対話を補助する関係各部門の連携
対話を補助する経営企画室、CSR室、総務経理部の各部門は必要な連携を行っています。面談等のお申し入れがあった場合は、事前に主な質問事項の提示をお願いし、経営企画室が必要に応じて関係各部門に回答の準備や面談へ同席などの支援を求めて、対応しています。
(ⅲ) 個別面談以外の対話の手段の充実
四半期ごとの決算に合わせてテレフォン・カンファレンスや年1回の決算説明会を開催しているほか、ホームページ上に四半期ごとの決算説明資料(動画を含む)等の情報を開示しています。
(ⅳ) 株主・投資家の皆様のご意見等のフィードバック
上記の決算説明会においては、代表取締役及びIR担当取締役が説明と質疑応答を行い、株主・投資家の皆様のご意見を直接伺っています。このほか、経営企画室から必要に応じて代表取締役及びIR担当取締役に対して報告を行う体制となっており、特に重要な懸念事項の表明等があった場合には、代表取締役及びIR担当取締役は、取締役会に対して報告を行います。
（ⅴ）対話に際してのインサイダー情報の管理
毎決算期末及び毎四半期末から決算発表までの期間を沈黙期間(会社の事業内容等の基本的な事項に関するヒアリングを除き、株主・投資家の皆様との個別面談をお断りする期間)として設定しています。
株主・投資家の皆様との対話の中で、インサイダー情報を開示しなければならない状況は想定しにくいですが、そのような必要が生じた場合には、秘密保持契約の締結等の適切な方策を講じます。
また、フェア・ディスクロージャー・ルールにおける重要情報についても、インサイダー情報に準じた適切な管理に努めるとともに、株主・投資家の皆様との対話において、意図せず重要情報を伝達してしまった場合には、速やかな公表等の必要な措置を取ります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Wuhan Jingce Electronic Group Co.，Ltd	20,000,000	60.53
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUSMARGIN(CASHPB)	860,100	2.60
奈 良 彰 治	826,700	2.50
株式会社ＳＢＩ証券	744,200	2.25
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	397,800	1.20
渡 邊 恒 久	270,000	0.81
松井証券株式会社	209,200	0.63
神 林 忠 弘	164,100	0.49

中　島　敏　晴	159,100	0.48
エイシャント・ウェルフェア合同会社	138,000	0.41

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	武漢精測電子集団股分有限公司　（上場：海外）　（コード）　―――

補足説明 更新

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期 更新	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金田一 喜代美	税理士											○
新妻　　正幸	公認会計士											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金田一 喜代美	○	○	―――	同氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する為の指摘、意見、その他必要な発言を行うとともに、内部統制システムの強化についての助言、提言をいただくために、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しております。

新妻　　正幸	○	○	―――	同氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理及び事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち社内取締役1名が常勤することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の社員は置いておりませんが、監査等委員会はその職務の遂行に必要な場合は、内部監査部門の要因による監査業務の補助について代表取締役と協議することとしております。
監査等委員会の職務を補助する専任スタッフを配置した場合、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、当該スタッフに対する指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、監査等委員ではない取締役の指揮命令は受けないものとし、その独立性、指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人の監査手続・日程に関する監査計画について説明を受け意見交換しております。また、原則として四半期毎に、会計監査人より監査の方法およびその結果について報告を受けております。
監査等委員会は、内部監査担当部門による内部監査計画ならびに監査・調査の結果について定期的に報告を受け、必要案件について意見交換しております。また、これらに加え、代表取締役社長と監査等委員会との間で定期的な意見交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社が株式を上場する金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
独立社外取締役の独立性判断基準は以下の通りです。
［原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質］
社外取締役の独立性については当社が定めた基準のもと、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任されたものの中から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者を社外独立役員（具体的には次の要件に該当しない者）として選定しています。
a 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
b 当社の主要な取引先又はその業務執行者
c 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
d 最近において上記のa、b又はcのいずれかに該当していた者
e 次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる者の二親等内の親族
(a) 上記aからdまでに掲げる者
(b) 当社の子会社の業務執行者
(c) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
(d) 最近において(a)～(c)又は当社の業務執行者に該当していた者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績によりインセンティブの支給額を決定します。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第27期(2019年8月1日から2020年7月31日まで)の取締役の報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く) 4名 38,150千円
取締役(監査等委員) 3名 13,291千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員以外の取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績、財務状況および経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役がその役割・責務を果たすために、必要な情報の収集や関係部門との連絡・調整等については、取締役会事務局である経営企画室がこれに当たっております。また、社外取締役がその役割・責務を果たすために、必要な情報の収集を行う場合には、社外取締役と経営企画室とが連携を密にして対応しております。

経営企画室は、社外取締役の要請に応じて、社外取締役間の独立した客観的な立場に基づく情報交換、認識共有の場を確保し、また、取締役との連絡・調整や監査等委員会の連携に係る体制整備についてサポートしております。

当社は、取締役会、監査等委員会がその職務の遂行に必要な費用が発生する場合には速やかにこれに応じております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〈現状の体制の概要〉
1.監査等委員会設置会社
当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しており、取締役会と監査等委員会により、取締役の職務執行の監督及び監査を行っておりま す。監査等委員会は、常勤取締役1名、会社法第2条第15号に定める社外取締役2名の合計3名で構成されており、取締役会に出席し必要に 応じて、適宜意見を述べる等業務執行の監査を行っております。 また、財務・会計・法律等の専門的な知識を持つ社外取締役を複数名選任す ることで監督及び監査の機能の強化を図っております。
.
2.業務執行体制
＜取締役会＞
取締役会は、独立性の高い社外取締役2名を含む合計8名で構成されております。原則として毎月1回定期開催するほか、必要に応じて随時 開催しております。重要な業務執行その他法定事項の決定を行うほか、当社の継続的な成長と企業価値の向上につながる重要な経営方針、 戦略の策定、取締役会及び経営者の業務執行並びに当社と役員等との間の利益相反を監督しております。
また、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として独立役員2名による「取締役会 評価委員会」を設置し、取締役会全体の実効性について、分析・評価等を行なっています。

＜業務執行＞
取締役会で決定された方針の具体化や課題の対策・対応は、代表取締役社長、常勤の取締役及び経営会議が認めた構成員で構成する経

営　会議で協議、決定しております。経営会議では、取締役会で決定された方針の具体化や課題の対策･対応を協議、決定し、具体的な課題･問　題に迅速に対処できる仕組みとしております。 経営会議の結果は、各部門の責任者、監査等委員に報告され、重要な決定事実については、　取締役会に報告し、必要に応じて社外取締役は意見･助言を行っております。

＜監査機能＞
1．監査等委員監査
　監査等委員監査については、監査等委員会で定めた監査の方針、監査計画に従い、3名の監査等委員により実施されております。各監査等　委員は、取締役の職務遂行及び当社の業務執行の適法性･財務内容の信頼性等について監査を行っております。
　具体的には、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席するほか、必要に応じて内部監査責任者を通じて各業務部門に対してヒヤリ　ング･調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査いたします。また、監査等委員は倫理委員会メン　バーを兼任し、内部通報の状況及びコンプライアンス遵守状況についても監査を実施しております。
　また、会計監査人からの四半期毎の結果報告および意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているかを検証しております。

2．内部監査
　独立した組織として経営企画室を設置し、同室の内部監査責任者(1名)が、年間の監査計画に基づき、年2回、業務遂行、コンプライアンスに　ついて実施しており ます。また、実際の監査にあたっては、業務の運用状況の改善案等を審議し、毎月のモニタリングを実施するなど、監査対　象部署以外からその都度数名の協力者を得て実務にあたるものとし、その結果については取締役会及び監査等委員会に報告しております。

3．会計監査
　会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人としては、海南監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人及び　監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

･業務を執行した公認会計士
　指定社員 業務執行社員 溝口俊一
　指定社員 業務執行社員 秋葉陽

･監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士：6名、その他：2名

〈指名機能〉
　取締役は、企業理念及び経営理念の実現、当社の継続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を促すための方針策定、意思決定及び経営監督強化の観点から、豊富な知識、経験、経営判断能力を有し、誠実な人格、事業運営を公正･的確に遂行し得るものをジェンダー及びバランスを考慮したうえで候補者としております。
　社外取締役は、当社事業、事業運営に関する豊富な知識、経験を有している者を候補者としております。
社外取締役は、豊富な知識、経験を有し、客観的かつ専門的な視点を持つ者で、かつ当社からの独立性を有する者(別途定める「独立性判断基準」に基づく)を候補者としております。

〈報酬決定機能〉
　株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済事情等、職務の難易度を考慮し、各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役（監査等委員を除く）報酬は、代表取締役及び総務経理担当取締役が検討し、取締役会で代表取締役が提案、審議の上、決議により決定し、取締役（監査等委員）の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当　社は、機関設計として監査等委員会設置会社を採用しており、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

　取締役の業務執行に対して、経営会議を通して事前に、かつ詳細に、適法性、妥当性の審議を行う体制を置いていることに加え、社外取締役2名を含む3名からなる監査等委員会が、経営会議の情報や内部監査部門の監査情報の共有、重要書類の閲覧、取締役との情報交換などを通して、取締役の職務の執行状況を適切に把握の上、社外の視点から経営への監視機能を果しており、当社の業容、組織規模においては、現状のガバナンス体制が適切と判断しております。社外取締役による監査･監督機能の強化は、コーポレート･ガバナンスの実効性を確保し、当社における経営管理体制の充実に資するものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第28期定時株主総会の開催日は、2021年3月25日を予定しております。
その他	事業報告の際には、パワーポイント資料をプロジェクターにて投影しご覧いただくなど、わかり易い説明を心がけております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	ディスクロージャーポリシーにつきましては、「IR活動の基本姿勢」、「情報の開示方法」、「IR活動自粛期間」、「第三者への情報開示」、「免責事項」等を、当社ウェブサイトにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	社長、各担当取締役による決算説明会を年1回開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家の皆様へ、当社をよりよくご理解いただくため、当社ウェブサイト上に各種資料一式を掲載しております。 ［URL］ https://www.wintest.co.jp/ir/index.html ［掲載内容］ 有価証券報告書（四半期報告書）、決算短信（四半期含）、決算説明会資料、招集通知、決議通知、各種プレスリリース、財務ハイライト他、行事お知らせを含むＰＲ情報など。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室に担当者を配置し、アナリスト･投資家の皆様からのお問い合わせに随時、対応させていただいています。	
その他	招集通知は早期に当社ウェブサイトに掲載し、広く株主及び投資家の皆様に周知を行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動指針において、ステークホルダーの立場の尊重について、定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、モラルマインド（倫理指針）を制定するとともにCSR室を設け社内外の活動を含めたCSR活動領域を広げることを通して、すべてのステークホルダーから信頼され、社会的責任を果たすことを目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はディスクロージャーポリシーを定め、企業経営情報である財務報告書や企業活動に係わる情報を適時に開示しており、また、当社ウェブサイトへも掲載し、積極的に情報提供を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム整備の基本方針について、取締役会において以下のとおり決議しています。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役及び使用人を含めた行動規範としてモラルマインド、いわゆる倫理指針を制定し、倫理委員会が運用を継続しております。
本モラルマインドは、取締役及び使用人が倫理指針及び法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない運用を継続いたします。
(2)代表取締役社長は、コンプライアンス体制の構築、維持、整備のためにコンプライアンス統括責任者を任命しております。
(3)内部監査担当責任者及び監査等委員会は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告しております。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めています。
(4) 監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備･運用状況を含め取締役の職務執行を監査することとしております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理については、取締役会規程等に基づき会社の重要な意思決定及び重要な業務執行に関する 情報は議事録として保存、管理されています。
(2) 監査等委員は監査等委員監査基準に基づき、これらの情報を閲覧し、法令の遵守状況を確認しております。
(3) 情報の保存及び管理の補完体制として、文書･帳簿等保管期間一覧表に基づき、重要情報の保存及び管理方法、期間を定め実行しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)代表取締役は、リスク管理に関する総括責任者を任命し、リスク管理規程に基づいてリスク管理体制を整備、構築しております。
(2)各部門においては、既存のインサイダー取引防止規程、経理規程、稟議規程等に加え、システムリスク管理規程を整備するなど、必要に応じたリスク管理を実行する諸規程を制定し、部門毎のリスク管理体制を強化しております。
(3)各部門は各自の業務遂行において、内在するリスクに対する適切な対策を実施するとともに、リスクの顕在化が予測される場合には、速やかに取締役に情報が伝達される体制を整備しております。
(4)監査等委員及び内部監査責任者は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監査等委員会に報告します。監査等委員会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めています。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役社長、常勤の取締役及び経営会議が認めた構成員で構成する経営会議を原則として毎週1回開催し、人事、組織、事業計画等 社的な意思決定事項について経営会議規程に基づき慎重に協議、決定いたします。
(2)経営会議で決議できない重要事項は、取締役会を原則毎月1回開催し、取締役会規程に基づき意思決定を行っております。
(3)上記会議での決議に基づき、各部門長は業務会議において具体的な業務遂行の打ち合わせを行った上で業務を展開しております。
(4)組織、職制及び業務分掌に関しては、職務権限一覧表、業務分掌規程等により、役割と責任及び職務執行手続きの詳細を定め運用いたします。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、当社グループ全体の総合力の向上を目的に、子会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図ります。
(2)当社取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社の業務が適正に行われるよう監督をしております。また、毎週の経営会議並びに毎月の取締役会において子会社の状況を報告し、子会社の業務の適正を確保しています。
(3)監査等委員は必要に応じて子会社の業務状況等を調査し、業務の適法性･適正性･効率性を確保するため及び子会社の内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図り、子会社に対する監査を定期的に実施いたします。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
当社は、監査等委員会とは別に内部監査担当部門を設置している点並びに当社規模により、当面監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を常時置くことはしませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、専任者を配置することとします。

7．前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助する専任スタッフを配置した場合、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、当該スタッフに対する指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、監査等委員ではない取締役の指揮命令は受けないものとします。

8．取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
(1)取締役及び使用人は、監査等委員会規程及び監査等委員監査基準に従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っています。
(2)監査等委員である取締役が社内の重要会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられるとともに、重要な議事録、稟議書を閲覧できる体制を構築しております。
(3)報告した者が当該通報を行ったことで不利な取り扱いを受けることのないことを内部通報制度である（モラルマインド（倫理指針））の報告書フォーマットに明記するとともに、当該指針において当社及び当社グループの取締役及び使用人が倫理違反と捉えた事項に関して、直接監査等委員に報告できる体制としています。

9．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担または債務を処理します。

10．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることとしております。
(2)監査等委員会は効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査担当部門等と協議または意見交換を行い、監査計画を作成しています。

11. 財務報告の信頼性を確保するための指針
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築しています。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保するものとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社は反社会的勢力との関係遮断を確立するため、モラルマインド、いわゆる倫理指針にて「反社会的勢力に対する指針」を定め、この周知徹　底を図っております。

(2)反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断し、万が一、反社会的勢力からの接触があった場合はコンプライアンス統括責任者が対応　　し、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に相談し適切に処理をいたします。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項
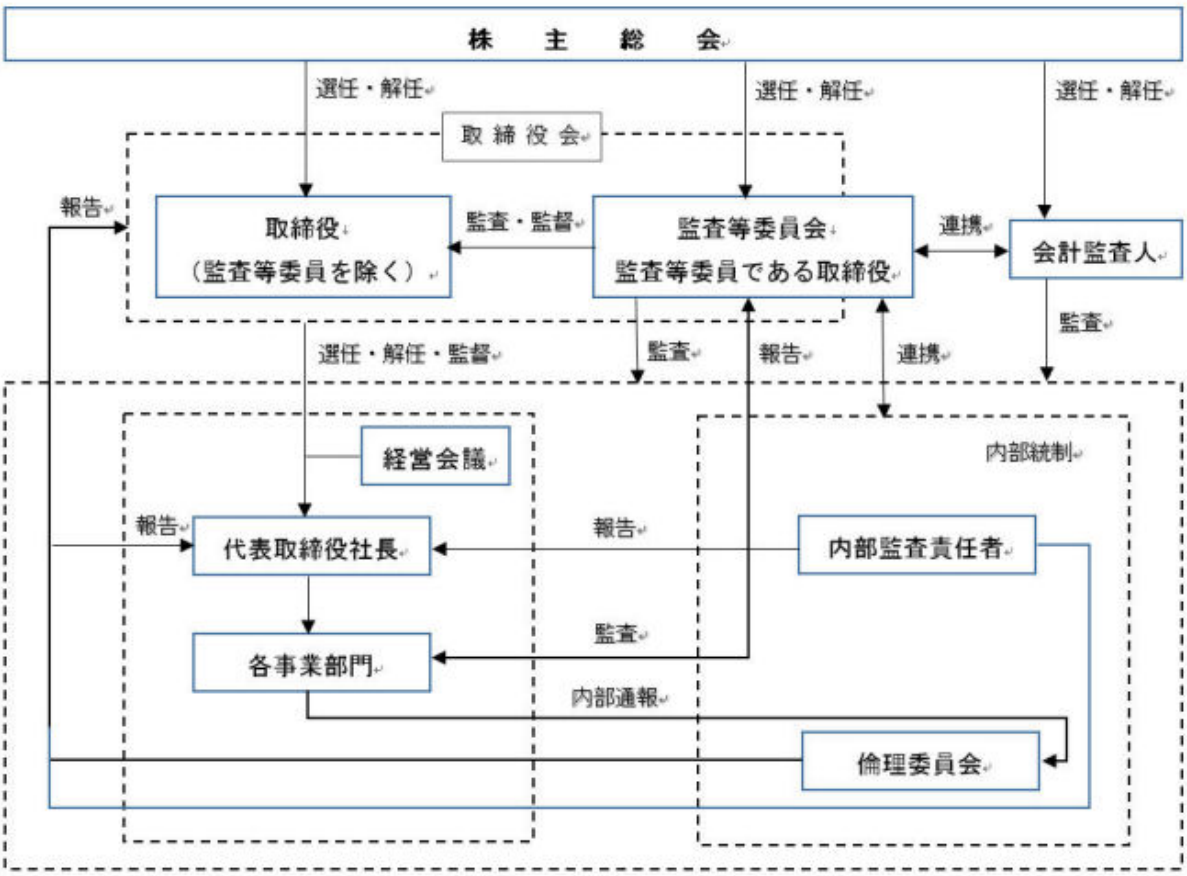
当社のコーポレートガバナンス体制は下図のとおりです。